



# 生物多様性に関する最近の動向（環境省）

令和5年2月28日

環境省自然環境局



# 生物多様性とは

すべての生物の間に違い（変異）があることをいい、種内（遺伝子）、種間（種）、生態系 という3つのレベルでの多様性がある。

同じ種の中で、また種の間でも違いがあることで…

## ● 様々な恵みが得られる

- ・ 食材、薬
- ・ 木材、衣類（綿・絹・麻）
- ・ 景観（松林、ブナ林、田んぼ、里山）
- ・ 文化の根源。癒しや閃き。
- ・ 洪水を防ぐ機能（森林、湿地）
- ・ 高潮を防ぐ機能（海岸防災林やサンゴ礁）



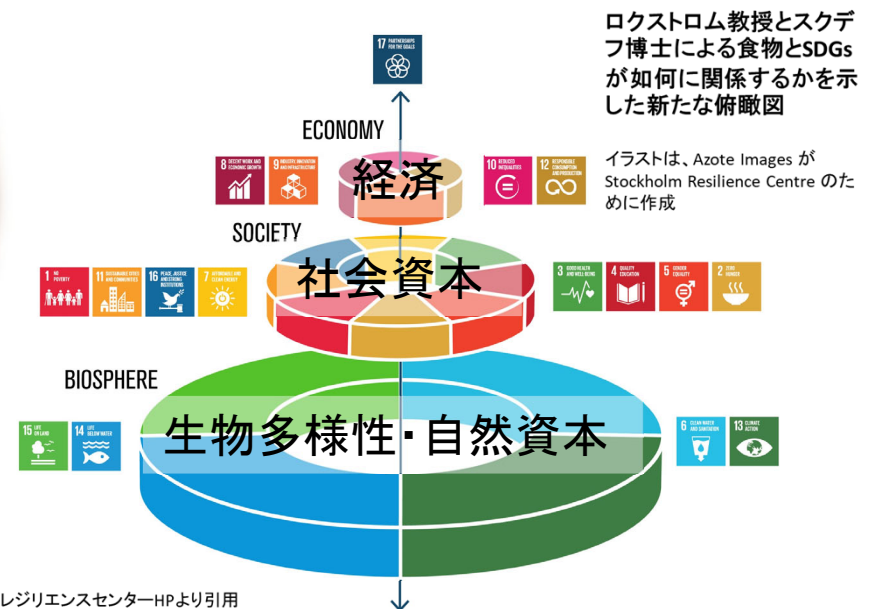
## ● 生産性・適応力・強靭性が増す

- ・ 光合成、貯留、捕食、分解と様々な機能
- ・ 厳しい環境で育つ種、よく増える種等様々な特性
- ・ 病気に強い個体、寒さに強い個体等種内の様々な強み
- ・ 生態系全体の生産性が高くなる
- ・ 複雑に絡み合い、補完し合い、変化に強くなる
- ・ これにより生き延び、進化につながってきた



## 生物多様性・自然資本は社会経済の基盤

※自然資本：森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のこと



ストックホルム・レジリエンスセンターHPより引用  
<http://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>

生物多様性の損失を止め、反転させるためには

# 気候変動に次ぐ 深刻な危機

深刻度から見たグローバルリスク トップ10

今後10年

WEF※グローバルリスク報告書2022より抜粋



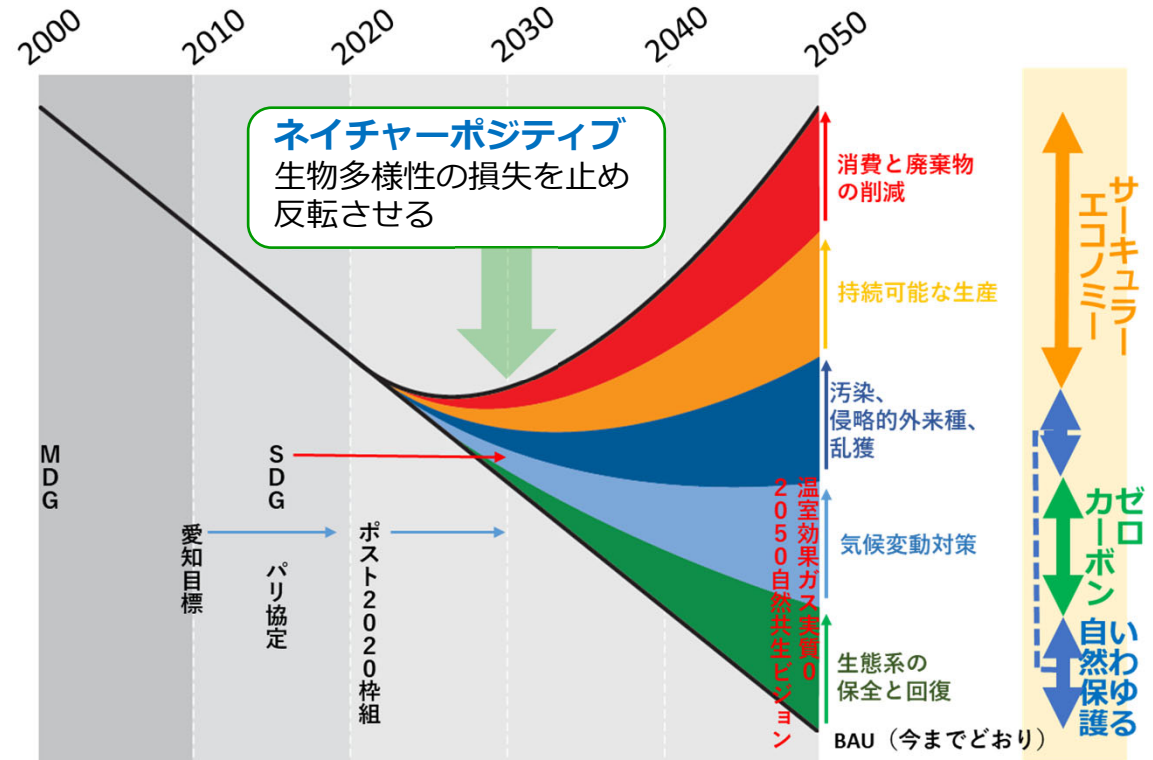
■ 経済 ■ 環境 ■ 地政学 ■ 社会 ■ テクノロジー

Source: World Economic Forum Global Risks Report 2022

※世界経済フォーラム（年次総会とはダボス会議として知られている）

- 自然破壊により**44兆米ドル**（世界GDPの半分）が影響との予測。

出典：WEF the New Nature Economy Report（2020）



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

地球規模生物多様性概況第5版GBO5（生物多様性条約事務局2020年9月）

# 気候変動や循環経済 など社会経済活動と の統合が重要

# 生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部の結果概要

開催日時： 2022年12月7日～19日、カナダ（モントリオール）で開催。（議長国：中国）

## 1. 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択

- 2030年までの新たな世界目標である「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」が採択された。
- 資源動員については、2023年に地球環境ファシリティ（GEF）※の中に「**グローバル生物多様性枠組基金**」を設置することとなった。

※生物多様性条約を含む5つの環境関連条約の資金メカニズムとして世界銀行（世銀）に設置されている信託基金

- 遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の利用に係る利益配分については、**多数国間メカニズムを設置**すること、その詳細はCOP16に向けて多数国間メカニズム以外の方策も含め検討することとなった。

## 2. 西村明宏環境大臣のCOP15.2への参加

- 西村環境大臣が政府代表団長として交渉に参加。**閣僚級会合のナショナル・ステートメント**において、新枠組への我が国の立場について発信。日本の貢献として、2023年から2025年にかけて1,170億円規模の生物多様性関連の途上国支援を行うことを新たに表明（プレッジ）した。
- **15の国・国際機関等と会談、サイドイベントの主催**等を通じ、交渉の進展に貢献した。



閣僚級セッションで発言を行う西村環境大臣



ドイツ・レムケ大臣とのバイ会談

# 昆明・モンリオール生物多様性枠組

2050年ビジョン  
自然と共生する世界

2030年ミッション  
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

## 2050年ゴール

ゴールA  
保全

ゴールB  
持続可能な利用

ゴールC  
遺伝資源へのアクセスと利益配分  
(ABS)

ゴールD  
実施手段の確保

## 2030年ターゲット

### (1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

### (2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保

- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

### (3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

# COP15.2におけるサイドイベント・ハイレベルイベントの主催

- **生物多様性日本基金第二期開始サイドイベント**
  - 西村大臣が、「生物多様性日本基金第二期」（総額1,700万米ドル規模）の実施開始を宣言。
- **COMDEKS第四期開始サイドイベント**
  - 西村大臣が、SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム（COMDEKS）第四期への支援を表明（7億円規模）。
  - 更に、経団連自然保護基金から新規に3億円の拠出が表明された。
- **名古屋議定書10周年ハイレベル朝食会**
  - 議長国中国及びCBD事務局との共催イベント。これまでの日本国内の取り組みや途上国支援について西村大臣から発言。
- その他、各種サイドイベントへの職員の参加、展示ブースの設置により、JBF第一期の成果PRやユース支援、J-GBF、ネイチャーポジティブ経済等について日本の取組を積極的に発信。



生物多様性日本基金第二期開始イベント



COMDEKS第四期開始イベント



名古屋議定書10周年ハイレベル朝食会

## 国際的な動き

## 国内での動き



# 生物多様性国家戦略のあゆみ

生物多様性条約第6条

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する”

条約締結を受けて  
速やかに策定

1995年：生物多様性国家戦略 ①

2002年：新生物多様性国家戦略 ②



3つの危機<sup>(※)</sup>を提示  
自然共生社会の打ち出し

(※) 3つの危機

1. 開発など人間活動による危機
2. 自然に対する働きかけの縮小による危機
3. 人間により持ち込まれたものによる危機

2007年：第三次生物多様性国家戦略 ③



3つの危機に加え、  
地球温暖化による  
危機の追加



2010年：生物多様性国家戦略2010 ④

2010年 愛知目標  
(戦略計画2011-2020)

生物多様性  
基本法  
(2008年制定)  
に基づく  
法定計画に



愛知目標を踏まえた  
国別目標の設定  
東日本大震災の経験

昆明・モントリオール生物多様性枠組  
を踏まえ策定予定

2023年 (予定)：次期生物多様性国家戦略 ⑥

2022年  
昆明・モントリオール生物多様性枠組

2012年：生物多様性国家戦略2012-2020 ⑤



# 次期生物多様性国家戦略のこれまでの検討と今後の予定



2020年	2020年1月～ 2021年7月	<b>次期生物多様性国家戦略研究会（計9回）</b> …主要課題の洗い出しや対応の方向性について検討
2021年	8月27日	<b>第44回中央環境審議会自然環境部会</b> …生物多様性国家戦略の変更について（諮問、報告）
	11月26日	<b>第1回生物多様性国家戦略小委員会</b> …論点、環境省の施策紹介、関係省庁からの施策ヒアリング
	12月17日	<b>第2回生物多様性国家戦略小委員会</b> …関係団体からのヒアリング①
2022年	1月19日	<b>第3回生物多様性国家戦略小委員会</b> …関係団体からのヒアリング②、ヒアリング結果とそれを踏まえた骨子案
	3月22日	<b>第4回生物多様性国家戦略小委員会</b> …素案審議
	4月8日	<b>30by30ロードマップ公表</b>
	7月11日	<b>第5回生物多様性国家戦略小委員会</b> …素案審議
	8月10日	<b>第45回中央環境審議会自然環境部会</b> …生物多様性国家戦略素案について（審議）
	12月	生物多様性条約COP15第二部（12月7～19日）において、 <b>昆明・モンリオール生物多様性枠組の決定</b>
2023年	1月23日	<b>第6回生物多様性国家戦略小委員会</b>
	1月30日～ 2月28日	<b>パブリックコメント、地方説明会</b>
	3月	<b>生物多様性国家戦略小委員会、中央環境審議会自然環境部会合同開催 閣議決定</b> （見込み）

現在

# 次期生物多様性国家戦略案の概要

## 【位置づけ】

- ✓ 新たな世界目標「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」に対応した戦略
- ✓ 2030年**ネイチャーポジティブ**を目指し、**生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）**を守り**活用**するための戦略

## 【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、生態系による恵みを維持回復
- ✓ **自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組）の推進

# 次期生物多様性国家戦略案の骨格

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、個別施策を各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理



# オールジャパンで取り組む30by30目標

**30by30目標** = 2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標

## 30by30ロードマップ

- 国内での目標達成に向け、COP15に先立ち「30by30ロードマップ」を2022年4月に公表
- 国立公園等の保護地域の拡充のみならずOECEMの認定※により目標達成と同時に企業価値の向上や交流人口の増加を通じた地域活性化につなげる

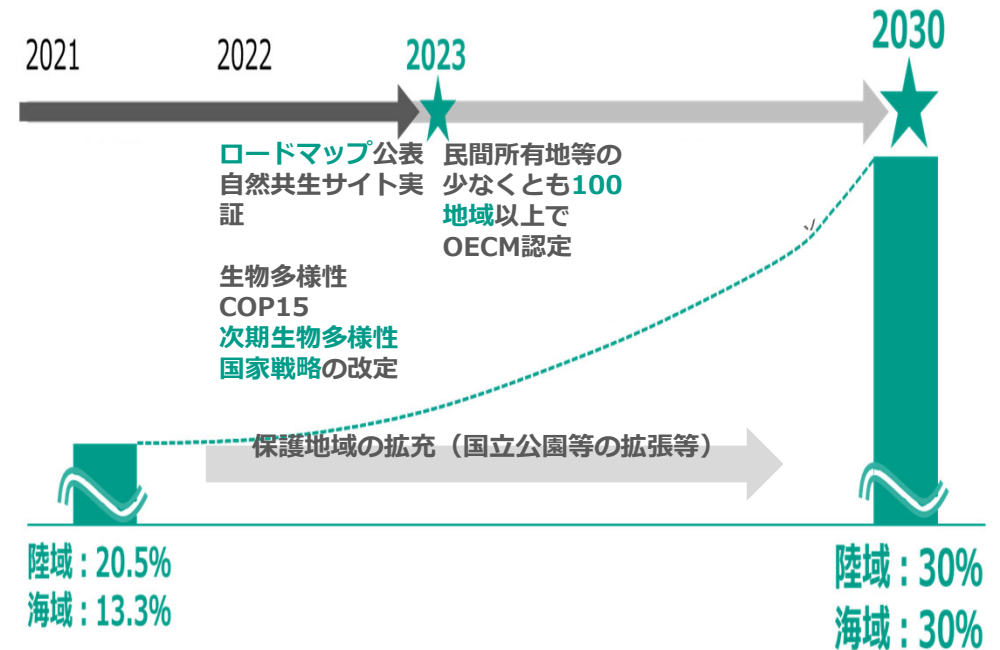
※OECEMの認定：

OECEMとは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（里地里山、企業の水源の森等）認定制度について、現在実証を行っており、令和5年度より正式運用開始予定

## 生物多様性のための30by30アライアンス

- 環境省、経団連、NGO等を発起人とし、30by30を進めるための有志連合「生物多様性のための30by30アライアンス」を2022年4月に発足
- 企業、自治体、NPO法人等、計379者が参加（2023年2月24日現在）
- 自らの所有地や所管地内のOECEM登録や保護地域の拡大等を目指す  
（自治体：宮城県、新潟県、兵庫県豊岡市など）  
（企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど）

## 国内における30by30目標達成への道筋



## 30by30アライアンスロゴ



モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

# 自然共生サイトとOECM

- 国立公園等の既存の保護地域に加えて、民間等の取組により結果的に生物多様性の保全に貢献している区域（企業緑地、里地里山、都市の緑地）を、環境省が「自然共生サイト」に認定する仕組みを構築中。2023年度から認定を開始。
- 認定地は、保護地域との重複を除き、環境省がOECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として国際データベースに登録することで、COP15で決定された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に直接貢献していることを示すことができる。

## OECMのイメージ

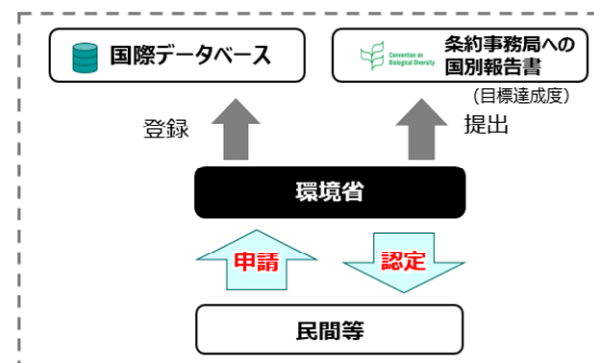


保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している

## 実証事業の実施

- 2022年度に、アライアンス参加者の協力を得て、自然共生サイト認定の仕組みを試行する実証事業を実施
- 2023年中に少なくとも**100カ所**以上で認定

## 認定スキームのイメージ



環境省が自然共生サイトに**認定**。保護地域との重複を除き、**OECM国際データベースに登録**